

関東学院大学評価委員会規程

(2007年4月26日制定)

(目的)

第1条 関東学院大学が行う自己点検・評価に関する評価を行うため、学長の諮問機関として大学評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会の構成は、学長が指名する者6名以上とする。ただし、構成員の半数以上は学外有識者とする。

2 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会の構成員の中から学長が指名する。

3 委員会の構成員は、学長が学部長会議に提案し承認を得るものとする。

(任期)

第3条 前条第1項の者の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(任務)

第4条 学長の諮問を受けて委員会は、以下の評価を行う。

(1) 自己点検・評価に係る点検・評価項目の評価

(2) 自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価

(3) 大学の中長期計画及び年次計画（事業計画）の客観性及び妥当性に関する評価

(4) その他、学長が必要とする重要事項に関する評価

(運営)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(議事録)

第6条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、書記が作成し、事務局が保管する。

3 書記は、議長が指名する。

(事務局)

第7条 委員会の事務の所管は、大学経営課とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2007年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、2011年6月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2013年3月21日に改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年3月23日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2019年4月6日に改正し、2019年4月1日から施行する。